

市第 123 号議案

横浜市スポーツ施設条例の一部改正

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の表横浜市瀬谷スポーツセンターの項の次に次のように加える。

横浜市本牧市民プール	横浜市中区
------------	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づく横浜市本牧市民プールを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜市本牧市民プールについて、公の施設として指定管理者に管理を行わせるため、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正したいの

で提案する。

参 考

横浜市スポーツ施設条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（設置）

第1条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、横浜市に次のスポーツ施設を設置する。

名 称	位 置
（省 略）	
横浜市瀬谷スポーツセンター	横浜市瀬谷区
<u>横浜市本牧市民プール</u>	<u>横浜市中区</u>
（省 略）	